

介護保険事業者の指定について

健康福祉局高齢福祉部介護保険課

内容

- 介護保険事業者の指定について
- 指定のスケジュールについて
- 指定申請書類について
- 受付担当部署について

介護保険事業者の指定について

介護保険法に基づくサービスを提供するためには、事業所ごとに各サービスの基準等を満たした上で申請を行い、名古屋市長の指定を受けることが必要。

○申請窓口：名古屋市介護事業者指定指導センター

○指定の要件

- ・申請者が法人であること（一定条件のもと、個人での開設も可）
- ・従業者の人員及び設備の基準等を満たすこと
- ・申請者やその他役員が欠格事由に該当しないこと 等

介護保険事業者の指定について

指定の有効期間

有効期限は6年

（通所介護等と一体的に運営する場合は通所介護等の有効期間と同様）

継続して事業を実施する場合は指定の更新が必要

関係法令

介護保険法

名古屋市介護予防・日常生活支援総合事業に係る指定事業者の申請等に関する要綱

名古屋市ミニデイ型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

名古屋市運動型通所サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める要領

指定のスケジュールについて

3
か月前

1 事前相談

- ①指定基準等の相談
- ②図面相談（事前予約必須）



2 申請

- 1回目提出は**2か月前の10日**必着
※申請時点で「必要な人員の確保」「設備等が使用可能な状態」が必要



通例3回程度のチェックと修正

3 受理（対面（事前予約必須））

- ・不備があると受理不可
- ・**月の末日（開庁日）の午後5時締切**

2
か月前

1
か月前

4 審査

- ・書類審査
- ・事業所指定番号付番
- ・指定通知書送付



指定月

5 指定・サービス開始

- ・毎月1回、1日付け



指定月以降

6 現地確認（一部を除く）

7 実地指導

指定申請書類について

- 指定申請書（総合事業用）（第1号様式）
- 指定に係る記載事項・チェックリスト（付表6-3）
- その他添付書類（チェックリストに一覧が記載）

詳細は以下のQRコードのページを確認

NAGOYAかいごネット（事業者向け）

<申請書類はこちら>



<指定の手引きはこちら>



受付窓口

【名古屋市介護事業者指定指導センター】

〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目5-10 丸の内ビル7階

電話番号：052-950-2232 FAX：052-971-0577

※図面相談等対面で行う事項は事前予約が必要です。



<最寄駅等>

- ・地下鉄名城線「名古屋城」または「久屋大通」
- ・市バス・基幹バス「市役所」